

目次

告示

- 宮城県御崎野営場の使用に係る使用料の徴収事務の委託（観光戦略課）
- 指定納付受託者の指定（国際政策課）
- 海岸保全区域の変更（漁港整備推進室）
- 漁港管理者の長が管理する海岸保全区域の指定（同）
- 海岸保全区域の指定（同）
- 漁港管理者の長が管理する海岸保全区域の指定（同）
- 保安林の指定の解除の予定（森林整備課）
- 保安林の指定施業要件の変更の予定（3件）（同）
- 道路の区域変更（3件）（道路課）
- 道路の供用開始（5件）（同）
- 洪水浸水想定区域の変更（3件）（河川課）
- 洪水浸水想定区域の指定（2件）（同）
- 都市計画事業の事業計画変更の認可（21件）（都市環境課）
- 令和8年度における地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける競争入札に参加する者に必要な資格（契約課）
- 指定公金事務取扱者の委託（34件）（警察本部運転免許課）
- 土地改良区の定款変更の認可（東部地方振興事務所）
- 土地改良区の管理規程の認可（同）

公告

- 令和6年度情報公開条例の施行状況（県政情報・文書課）
- 令和6年度個人情報保護条例の運用状況（同）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（精神保健推進室）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退（同）

監査委員

- 定期監査の結果の公表（監査委員事務局監査チーム）
- 財政的援助団体等監査の結果の公表（同）
- 行政監査の結果の公表（同）

公安委員会

- 技能検定員及び教習指導員資格審査の実施について（警察本部運転免許課）

宮城県告示第207号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月27日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
一般社団法人気仙沼市観光協会
気仙沼市魚市場前7番13号
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
宮城県御崎野営場の使用に係る使用料
- 3 指定年月日
令和8年3月25日
- 4 委託年月日
令和8年3月25日
- 5 委託期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

宮城県告示第208号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月27日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社NTTデータ 東京都江東区豊洲3丁目3番3号
- 2 指定納付受託者に納付させることができる歳入の種類
一般旅券発給手数料
- 3 指定年月日
令和8年3月23日
- 4 指定期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

宮城県告示第 209 号

海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 3 条第 1 項の規定により、平成 30 年宮城県告示第 832 号（海岸保全区域の指定）で指定した海岸保全区域を次のとおり変更する。

令和 8 年 3 月 27 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

海岸の名称			指 定 区 域
沿岸名	漁港名	地 区 海岸名	
三陸南 沿岸	日門漁 港海岸	三島地 区海岸	次に掲げるイ点からソ点までを順次結んだ直線及びイ点とソ点を結んだ直線により囲まれた区域 基点 気仙沼市本吉町大谷地内 2 級基準点 2C027 イ点 基点から 27 度 32 分 10 秒 15.60m の地点 ロ点 イ点から 156 度 22 分 54 秒 17.75m の地点 ハ点 ロ点から 149 度 15 分 03 秒 13.77m の地点 ニ点 ハ点から 140 度 11 分 41 秒 13.92m の地点 ホ点 ニ点から 134 度 21 分 06 秒 8.69m の地点 ヘ点 ホ点から 92 度 42 分 30 秒 21.08m の地点 ト点 ヘ点から 99 度 58 分 24 秒 9.45m の地点 チ点 ト点から 15 度 04 分 30 秒 2.71m の地点 リ点 チ点から 40 度 08 分 31 秒 5.81m の地点 ヌ点 リ点から 13 度 29 分 36 秒 4.25m の地点 ル点 ヌ点から 8 度 05 分 02 秒 7.39m の地点 ヲ点 ル点から 317 度 59 分 50 秒 3.31m の地点 ワ点 ヲ点から 322 度 07 分 13 秒 2.44m の地点 カ点 ワ点から 335 度 00 分 05 秒 1.83m の地点 ヨ点 カ点から 316 度 45 分 36 秒 9.09m の地点 タ点 ヨ点から 326 度 13 分 41 秒 9.90m の地点 レ点 タ点から 331 度 26 分 50 秒 5.18m の地点 ソ点 レ点から 338 度 14 分 52 秒 5.43m の地点

宮城県告示第 210号

海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 5 条第 4 項の規定により、漁港区域に接する海岸保全区域のうち漁港管理者の長である宮城県知事が管理を行う区域を次のとおり定める。

令和 8 年 3 月 27 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

海岸の名称			指 定 区 域
沿岸名	漁港名	地 区 海岸名	
三陸南 沿岸	日門漁 港海岸	三島地 区海岸	令和 8 年 3 月 27 日宮城県告示第 207 号により海岸保全区域として指定した気仙沼市本吉町大谷地区の日門漁港海岸保全区域のうち日門漁港区域に接する区域

宮城県告示第 211号

海岸法(昭和 31 年法律第 101 号)第 3 条第 1 項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

令和 8 年 3 月 27 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

海岸の名称			指 定 区 域
沿岸名	漁港名	地 区 海岸名	
三陸南 沿岸	日門漁 港海岸	日門地 区海岸	<p>次に掲げるツ点からコ点までを順次結んだ直線及びツ点とコ点を結んだ直線により囲まれた区域</p> <p>基点 気仙沼市本吉町田の沢地内 2 級基準点 H23-35</p> <p>ツ点 基点から 276 度 09 分 30 秒 84.13m の地点</p> <p>ネ点 ツ点から 223 度 28 分 41 秒 70.90m の地点</p> <p>ナ点 ネ点から 281 度 47 分 38 秒 55.89m の地点</p> <p>ラ点 ナ点から 55 度 02 分 54 秒 20.11m の地点</p> <p>ム点 ラ点から 144 度 32 分 46 秒 11.64m の地点</p> <p>ウ点 ム点から 100 度 08 分 13 秒 17.48m の地点</p> <p>キ点 ウ点から 65 度 50 分 38 秒 10.84m の地点</p> <p>ノ点 キ点から 28 度 46 分 02 秒 32.34m の地点</p> <p>オ点 ノ点から 35 度 20 分 51 秒 81.28m の地点</p> <p>ク点 オ点から 38 度 55 分 07 秒 80.63m の地点</p> <p>ヤ点 ク点から 22 度 10 分 55 秒 84.81m の地点</p> <p>マ点 ヤ点から 110 度 05 分 05 秒 12.52m の地点</p> <p>ケ点 マ点から 62 度 29 分 23 秒 6.17m の地点</p> <p>フ点 ケ点から 33 度 43 分 38 秒 63.99m の地点</p> <p>コ点 フ点から 91 度 15 分 15 秒 17.37m の地点</p>

宮城県告示第 212 号

海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 5 条第 4 項の規定により、漁港区域に接する海岸保全区域のうち漁港管理者の長である宮城県知事が管理を行う区域を次のとおり定める。

令和 8 年 3 月 27 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

海岸の名称			指 定 区 域
沿岸名	漁港名	地 区 海岸名	
三陸南 沿岸	日門漁 港海岸	日門地 区海岸	令和 8 年 3 月 27 日宮城県告示第 209 号により海岸保全区域として指定した気仙沼市本吉町大谷地区の日門漁港海岸保全区域のうち日門漁港区域に接する区域

宮城県告示第213号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和8年3月27日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 解除予定保安林の所在場所

刈田郡七ヶ宿町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵^{かん}養

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び七ヶ宿町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮城県告示第214号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和8年3月27日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
加美郡加美町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び加美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮城県告示第215号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和8年3月27日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
登米市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
干害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮城県告示第216号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和8年3月27日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
登米市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
干害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮城県告示第217号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和8年3月27日から30日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月27日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 457号
- 3 道路の区域

変 更 の 区 間	変更の 前 後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
黒川郡大和町吉岡字南金谷中4丁目23番地先から 同郡大和町吉岡字熊野上37番2地先まで	前	30.2～44.9	895.3
	後	27.3～44.9	895.3

宮城県告示第218号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和8年3月27日から30日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月27日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 東和薄衣線
- 3 道路の区域

変 更 の 区 間	変更の 前 後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
登米市東和町錦織字洞山無番地先から 同市東和町錦織字土手外無番地先まで	前	25.2～83.6	483.0
	後	25.2～83.6	483.0

宮城県告示第219号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和8年3月27日から30日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年 3月27日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 泊崎半島線
- 3 道路の区域

変 更 の 区 間	変更の 前 後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
本吉郡南三陸町歌津字馬場17番2地先から 同郡南三陸町歌津字大沼157番2地先まで	前	5.7～10.9	600.0
	後	10.4～18.8	600.0

宮城県告示第220号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和8年3月27日から30日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月27日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	457号	黒川郡大和町吉岡字南金谷中4丁目23番地先から 同郡大和町吉岡字熊野上37番2地先まで	令和8年3月27日

宮城県告示第221号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和8年3月27日から30日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月27日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	気仙沼唐桑線	気仙沼市大峠山国有林326林班そ小班地内から同市大峠山国有林326林班そ小班地内まで	令和8年3月27日

宮城県告示第222号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和8年3月27日から30日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月27日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	東和薄衣線	登米市東和町錦織字洞山無番地先から 同市東和町錦織字土手外無番地先まで	令和8年3月31日

宮城県告示第223号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和8年3月27日から30日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月27日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	大島浪板線	気仙沼市外畑84番1地先から 同市大初平5番1地先まで	令和8年4月1日

宮城県告示第224号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和8年3月27日から30日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月27日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	泊崎半島線	本吉郡南三陸町歌津字馬場17番2地先から同郡南三陸町歌津字大沼157番2地先まで	令和8年4月1日

宮城県告示第225号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により指定した洪水浸水想定区域（令和7年宮城県告示第366号）の一部を次のとおり変更したので、同条第5項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和8年3月27日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

河川の名称	洪水浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深	指定年月日
碁石川	次の図面のとおり	令和8年3月27日
南川	〃	〃

（「次の図面」は、省略し、宮城県土木部河川課及び関係土木事務所に備え置いて、縦覧に供する。）

宮城県告示第226号

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 2 項の規定により指定した洪水浸水想定区域（令和 4 年宮城県告示第 427 号）の一部を次のとおり変更したので、同条第 5 項において準用する同条第 4 項の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 27 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

河川の名称	洪水浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深	指 定 年 月 日
伊 里 前 川	次の図面のとおり	令和 8 年 3 月 27 日

（「次の図面」は、省略し、宮城県土木部河川課及び関係土木事務所に備え置いて、縦覧に供する。）

宮城県告示第227号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により指定した洪水浸水想定区域（平成30年宮城県告示第568号）の一部を次のとおり変更したので、同条第5項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和8年3月27日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

河川の名称	洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続期間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深	指定年月日
増田川	次の図面のとおり	令和8年3月27日

（「次の図面」は、省略し、宮城県土木部河川課及び関係土木事務所に備え置いて、縦覧に供する。）

宮城県告示第228号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、次のとおり洪水浸水想定区域を指定したので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年3月27日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

河川の名	洪水浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深	指 定 年 月 日
一本松川	次の図面のとおり	令和8年3月27日
秋山沢川	〃	〃
濁川	〃	〃
田高沢川	〃	〃
綱木川	〃	〃
前川	〃	〃
立野川	〃	〃
北川	〃	〃
榎田川	〃	〃
焼切川	〃	〃
孫沢川	〃	〃
大道川	〃	〃
鳥川	〃	〃
澄川	〃	〃
大滝川	〃	〃
青野川	〃	〃
鹿ノ又川	〃	〃
矢坪川	〃	〃
大沢川	〃	〃
大峰川	〃	〃
太田川	〃	〃
八沢川	〃	〃
裏沢川	〃	〃
妙円川	〃	〃
金生川	〃	〃
鉛川	〃	〃
小手川	〃	〃
蛭沢川	〃	〃
境川	〃	〃
築沢川	〃	〃
大谷川	〃	〃
中の沢川	〃	〃
岩堂沢	〃	〃
田沢川	〃	〃
上大沢川	〃	〃

片 濟 川	〃	〃
軍 沢 川	〃	〃
仙 北 川	〃	〃
滝ノ沢川	〃	〃
岩之沢川	〃	〃
相 川	〃	〃
金 流 川	〃	〃
有 馬 川	〃	〃
廿 一 川	〃	〃
外 尾 川	〃	〃
荒 田 川	〃	〃
相川沢川	〃	〃
大 原 川	〃	〃
女 川	〃	〃
湊 川	〃	〃
淀 川	〃	〃
大 沢 川	〃	〃
高 野 川	〃	〃
八乙女川	〃	〃
萱 場 川	〃	〃
宇 多 川	〃	〃

(「次の図面」は、省略し、宮城県土木部河川課及び関係土木事務所に備え置いて、縦覧に供する。)

宮城県告示第229号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、次のとおり洪水浸水想定区域を指定したので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年3月27日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

河川の名称	洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続期間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深	指定年月日
五間堀川	次の図面のとおり	令和8年3月27日
志賀沢川	〃	〃
黄金川	〃	〃
高木川	〃	〃
上町川	〃	〃
善川	〃	〃
埋川	〃	〃
杳掛川	〃	〃
花川	〃	〃
深川	〃	〃
新深川	〃	〃
保野川	〃	〃
田川	〃	〃
長谷川	〃	〃
釜谷川	〃	〃
大西川	〃	〃
田町川	〃	〃
地田川	〃	〃
山田川	〃	〃
木鉢川	〃	〃
大土川	〃	〃
倉之迫川	〃	〃
小枝川	〃	〃
金沢川	〃	〃
後川	〃	〃
西田中川	〃	〃

（「次の図面」は、省略し、宮城県土木部河川課及び関係土木事務所に備え置いて、縦覧に供する。）

宮城県告示第230号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和8年3月27日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 施行者の名称

仙台市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類

仙塩広域都市計画下水道事業

(2) 名称

仙台市仙塩流域関連公共下水道

3 事業施行期間

「昭和54年9月11日から令和8年3月31日まで」を「昭和54年9月11日から令和13年3月31日まで」に変更する。

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

宮城県告示第231号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和8年3月27日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 施行者の名称

多賀城市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類

仙塩広域都市計画下水道事業

(2) 名称

多賀城市流域関連公共下水道

3 事業施行期間

「昭和48年3月30日から令和8年3月31日まで」を「昭和48年3月30日から令和13年3月31日まで」に変更する。

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和48年3月30日宮城県告示第338号、昭和52年9月16日宮城県告示第727号、昭和57年8月20日宮城県告示第978号、昭和60年11月15日宮城県告示第1202号、昭和61年10月24日宮城県告示第1214号、平成3年4月2日宮城県告示第438号、平成3年7月23日宮城県告示第897号、平成7年2月28日宮城県告示第196号、平成8年3月26日宮城県告示第382号、平成9年10月13日宮城県告示第1195号、平成13年3月30日宮城県告示第356号、平成15年1月14日宮城県告示第35号、平成20年3月21日宮城県告示第298号、平成26年3月25日宮城県告示第262号、平成27年3月27日宮城県告示第352号、平成28年3月25日宮城県告示第306号、平成30年3月30日宮城県告示第365号及び令和2年9月18日宮城県告示第763号の事業地に多賀城市南宮字庚申地内の一部及び多賀城市南宮字一里塚地内の一部を加える。

宮城県告示第232号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和 8 年 3 月 27 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 施行者の名称

七ヶ浜町

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類

仙塩広域都市計画下水道事業

(2) 名称

七ヶ浜町流域関連公共下水道

3 事業施行期間

「昭和 53 年 10 月 13 日から平成 38 年 3 月 31 日まで」を「昭和 53 年 10 月 13 日から令和 13 年 3 月 31 日まで」に変更する。

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

宮城県告示第233号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和8年3月27日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 施行者の名称

塩竈市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類

仙塩広域都市計画下水道事業

(2) 名称

塩竈市流域関連公共下水道

3 事業施行期間

「昭和34年3月31日から令和8年3月31日まで」を「昭和34年3月31日から令和13年3月31日まで」に変更する。

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

宮城県告示第234号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和8年3月27日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 施行者の名称

利府町

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類

仙塩広域都市計画下水道事業

(2) 名称

利府町流域関連公共下水道

3 事業施行期間

「昭和50年2月21日から令和8年3月31日まで」を「昭和50年2月21日から令和13年3月31日まで」に変更する。

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

宮城県告示第235号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和8年3月27日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 施行者の名称

仙台市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類

仙塩広域都市計画下水道事業

(2) 名称

仙台市阿武隈川下流流域関連公共下水道

3 事業施行期間

「昭和57年10月19日から令和8年3月31日まで」を「昭和57年10月19日から令和13年3月31日まで」に変更する。

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

宮城県告示第236号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和 8 年 3 月 27 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 施行者の名称

白石市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類

仙南広域都市計画下水道事業

(2) 名称

白石市流域関連公共下水道

3 事業施行期間

「昭和 51 年 1 月 13 日から令和 8 年 3 月 31 日まで」を「昭和 51 年 1 月 13 日から令和 13 年 3 月 31 日まで」に変更する。

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

宮城県告示第237号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和8年3月27日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 施行者の名称

村田町

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類

仙南広域都市計画下水道事業

(2) 名称

村田町流域関連公共下水道

3 事業施行期間

「昭和53年3月7日から平成38年3月31日まで」を「昭和53年3月7日から令和13年3月31日まで」に変更する。

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和53年宮城県告示196号、昭和59年宮城県告示319号、平成元年宮城県告示1035号、平成6年宮城県告示406号、平成9年宮城県告示455号、平成12年宮城県告示651号、平成16年宮城県告示422号、平成22年宮城県告示435号、平成28年宮城県告示336号、平成30年宮城県告示273号の事業地に、大字薄木字由ヶ沢、月山、細入、曾利、屋敷、本保、二反沢、金原、中田、大字沼辺字中原前、二丁町の一部の区域を加え、大字沼辺字上の山、立石の一部の区域を除く。

宮城県告示第238号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和8年3月27日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 施行者の名称

岩沼市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類

仙塩広域都市計画下水道事業

(2) 名称

岩沼市流域関連公共下水道

3 事業施行期間

「昭和47年12月27日から平成38年3月31日まで」を「昭和47年12月27日から令和13年3月31日まで」に変更する。

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和48年宮城県告示第183号、昭和53年宮城県告示第243号、昭和56年宮城県告示第1310号、昭和63年宮城県告示第1025号、平成2年宮城県告示第50号、平成3年宮城県告示第898号、平成6年宮城県告示第404号、平成9年宮城県告示第450号、平成12年宮城県告示第650号、平成16年宮城県告示第419号、平成22年宮城県告示第729号、平成25年宮城県告示第474号、平成28年宮城県告示第334号、平成28年宮城県告示第683号、平成30年宮城県告示第366号、令和6年宮城県告示第16号、令和6年宮城県告示第146号の事業地に大字押分字与奈、志引、孫助原、新光谷、里の杜3丁目の一部を加える。

宮城県告示第239号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和8年3月27日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 施行者の名称

蔵王町

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類

仙南広域都市計画下水道事業

(2) 名称

蔵王町流域関連特定環境保全公共下水道

3 事業施行期間

「昭和56年9月16日から令和8年3月31日まで」を「昭和56年9月16日から令和13年3月31日まで」に変更する。

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

宮城県告示第240号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和 8 年 3 月 27 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 施行者の名称

亶理町

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類

亶理都市計画下水道事業

(2) 名称

亶理町流域関連公共下水道

3 事業施行期間

「昭和 55 年 2 月 22 日から平成 38 年 3 月 31 日まで」を「昭和 55 年 2 月 22 日から令和 13 年 3 月 31 日まで」に変更する。

4 事業地

(1) 収用の部分

なし

(2) 使用の部分

なし

宮城県告示第241号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和 8 年 3 月 27 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 施行者の名称

角田市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類

仙南広域都市計画下水道事業

(2) 名称

角田市流域関連公共下水道

3 事業施行期間

「昭和 53 年 3 月 14 日から平成 38 年 3 月 31 日まで」を「昭和 53 年 3 月 14 日から令和 13 年 3 月 31 日まで」に変更する。

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和 53 年 3 月宮城県告示第 225 号、昭和 60 年 3 月宮城県告示第 351 号、平成 2 年 4 月宮城県告示第 521 号、平成 6 年 4 月宮城県告示第 403 号、平成 8 年 4 月宮城県告示第 463 号、平成 9 年 3 月宮城県告示第 452 号、平成 11 年 10 月宮城県告示第 1198 号、平成 12 年 9 月宮城県告示第 941 号、平成 16 年 3 月宮城県告示第 418 号、平成 22 年 5 月宮城県告示第 547 号、平成 26 年 8 月宮城県告示第 730 号、平成 28 年 3 月宮城県告示第 333 号、平成 30 年 3 月宮城県告示第 364 号及び令和 5 年 10 月宮城県告示第 647 号の事業地に、角田市江尻字中田、佐倉字北原南、梶賀字一里壇北、梶賀字一里壇、梶賀字高畑北、角田字裏林、角田字牛館、角田字寺前、角田字老ヶ崎及び角田字田袋の一部の区域を加える。

宮城県告示第242号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和 8 年 3 月 27 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 施行者の名称

丸森町

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類

仙南広域都市計画下水道事業

(2) 名称

丸森町流域関連公共下水道

3 事業施行期間

「昭和 61 年 1 月 10 日から平成 38 年 3 月 31 日まで」を「昭和 61 年 1 月 10 日から令和 13 年 3 月 31 日まで」に変更する。

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

宮城県告示第243号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和 8 年 3 月 27 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 施行者の名称

柴田町

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類

仙南広域都市計画下水道事業

(2) 名称

柴田町流域関連公共下水道

3 事業施行期間

「昭和 50 年 3 月 29 日から令和 8 年 3 月 31 日まで」を「昭和 50 年 3 月 29 日から令和 13 年 3 月 31 日まで」に変更する。

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

宮城県告示第244号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和8年3月27日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 施行者の名称

大崎市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類

大崎広域都市計画下水道事業

(2) 名称

大崎市流域関連公共下水道

3 事業施行期間

「昭和58年1月7日から令和8年3月31日まで」を「昭和58年1月7日から令和13年3月31日まで」に変更する。

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

宮城県告示第245号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和8年3月27日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 施行者の名称

美里町

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類

大崎広域都市計画下水道事業

(2) 名称

美里町流域関連公共下水道

3 事業施行期間

「平成2年1月7日から令和8年3月31日まで」を「平成2年1月7日から令和13年3月31日まで」に変更する。

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

令和5年3月31日宮城県告示第241号の事業地を削る。

宮城県告示第246号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和8年3月27日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 施行者の名称

富谷市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類

仙塩広域都市計画下水道事業

(2) 名称

富谷市流域関連公共下水道

3 事業施行期間

「平成元年6月27日から令和8年3月31日まで」を「平成元年6月27日から令和13年3月31日まで」に変更する。

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

宮城県告示第247号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和8年3月27日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 施行者の名称

大和町

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類

仙塩広域都市計画下水道事業

(2) 名称

大和町流域関連公共下水道

3 事業施行期間

「平成元年6月27日から令和8年3月31日まで」を「平成元年6月27日から令和13年3月31日まで」に変更する。

4 事業地

(1) 収用の部分

なし

(2) 使用の部分

平成元年2月3日宮城県告示第107号、平成5年9月10日宮城県告示第1014号、平成7年10月11日宮城県告示第1077号、平成8年5月7日宮城県告示第624号、平成11年1月29日宮城県告示第104号、平成16年3月30日宮城県告示第425号、平成24年3月21日宮城県告示第240号、平成29年3月21日宮城県告示第268号、平成30年3月16日宮城県告示第274号、令和2年3月31日宮城県告示第273号、令和3年3月30日宮城県告示第284号、令和5年1月13日宮城県告示第22号、令和5年3月31日宮城県告示第240号の事業地に、吉田字メ切、新南谷地、要害川原、三峯、一ノ坂、下童子沢、中峯、上峯、上童子沢、山ノ神、要害、高田橋本、吉岡西原、南金谷中、石神沢、落合蒜袋字新田、北橋、入生田、天王前、宮下、菱柄、長町、行屋下、岩下前、岩下、沢目、古川一番、新古川、落合相川字馬場、塚越、塚越三番、落合松坂字堂ノ前、滝ノ沢、宮床字松倉、落合舞野字一本杉、庚申、南岡江、新舞野、仲江、鶴巢下草字観音堂、迫、西、鶴巢鳥屋字町場、宇頭山、橋本、宇頭、町田、入ノ沢二番、井戸田、天ヶ沢山、天ヶ沢、壇ノ輿、鶴巢北目大崎字三角田北、日光山、宮ノ沢二番、宮ノ沢三番、照節沢、寺東、塩河原、千刈田、新千刈田、屋敷下、勝負沢、具足沢、新山下、山下、宮ノ沢一番、新柴田、別所、三角田南、岸、鶴巢幕柳字十王沢三番、十王沢四番、十王沢二番、十王沢一番、小関前二番、小関前一番、広畑、新境田、鶴巢太田字中ノ町、榴沢西、榴沢東、老町田、遠仙道、屋敷下、鶴巢小鶴沢字入ノ沢、三田、関場、宮田、広坪、鹿野前、上ノ沢、田町沢の一部の区域を加え、吉岡字北原西、北原東、桶田、落合桜和田字中道、遠浦、落合相川字熊野前の一部を削る。

宮城県告示第248号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和 8 年 3 月 27 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 施行者の名称

大郷町

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類

大郷都市計画下水道事業

(2) 名称

大郷町流域関連特定環境保全公共下水道

3 事業施行期間

「平成 29 年 3 月 21 日から平成 38 年 3 月 31 日まで」を「平成 29 年 3 月 21 日から令和 13 年 3 月 31 日まで」に変更する。

4 事業地

(1) 収用の部分

なし

(2) 使用の部分

なし

宮城県告示第249号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和8年3月27日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 施行者の名称
大郷町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類
大郷都市計画下水道事業
 - (2) 名称
大郷町流域関連特定環境保全公共下水道
- 3 事業施行期間
「昭和58年1月7日から令和8年3月31日まで」を「昭和58年1月7日から令和13年3月31日まで」に変更する。
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
なし
 - (2) 使用の部分
なし

宮城県告示第250号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和8年3月27日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 施行者の名称

登米市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類

栗原都市計画下水道事業

(2) 名称

登米市流域関連特定環境保全公共下水道

3 事業施行期間

「平成5年12月15日から平成38年3月31日まで」を「平成5年12月15日から令和13年3月31日まで」に変更する。

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

宮城県告示第251号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5第1項の規定により、令和8年度に宮城県が発注する建設工事に係る一般競争入札のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札（以下「特定調達契約に係る一般競争入札」という。）に参加する者に必要な資格を次の1のとおり定めた。

なお、特定調達契約に係る一般競争入札に参加しようとするものは、次の2から7までに定めるところにより申請し、8に定めるところにより承認を受けなければならない。

令和8年3月27日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 資格要件

(1) 及び(2)のいずれにも該当する者であること。

(1) 次のアからウまでのいずれにも該当しないこと。

ア 施行令第167条の4の規定に該当する者

イ 2に掲げる申請に必要な書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

ウ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けていない者及び同法第27条の23第2項に規定する経営事項審査を受けていない者

(2) 参加を希望する建設工事（建設業法第2条第1項に規定するものをいう。）の種類に応じた経営事項審査による建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値が、次の表の基準を満たす者

調達をする建設工事の種類	基 準
土木一式工事	850点以上
建築一式工事	850点以上
電気工事	850点以上
機械器具設置工事	850点以上

2 申請に必要な書類

(1) 建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格審査申請書

(2) 添付書類

直近の総合評定値通知書の写し（審査基準日が建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格審査申請書の提出日前1年7月以内のものに限る。）

3 申請書類の作成に用いる言語

日本語

4 受付期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（宮城県の休日を定める条例（平成元年宮城県条例第10号）第1条第1項に規定する日（以下「休日」という。）を除く。）

5 申請書の配布期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（休日を除く。）

6 申請書の配布及び申請書類の提出場所

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県出納局契約課管理班

7 申請の方法

提出場所に申請書類を郵送すること。

8 資格承認

資格審査の結果、1の資格要件を満たすと認められる者について、特定調達契約に係る一般競争入札

への参加資格を承認し、建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格承認者名簿に登載する。

9 審査結果の通知

当該申請者に郵送で通知する。

10 資格承認の有効期間

資格承認日から令和9年3月31日まで

11 資格の更新手続

令和9年3月31日までに資格申請の公示を予定しているので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

12 申請に関する問合せ先

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県出納局契約課管理班（電話 022-211-3335）

宮城県告示第252号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月27日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
一般社団法人宮城県指定自動車教習所協会
仙台市泉区市名坂原田172
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
指定自動車教習所職員講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第2条第1項表中52㉑）
- 3 指定年月日
令和8年2月27日
- 4 契約年月日
令和8年2月27日
- 5 委託期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日

宮城県告示第253号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 27 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社カダン 花壇自動車学校
仙台市青葉区花壇 8 - 7
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
仮免許試験に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 41⑥）
仮免許交付に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 43②）
取得時講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 52④）
初心運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 53）
若年運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 53）
- 3 指定年月日
令和 8 年 2 月 27 日
- 4 契約年月日
令和 8 年 2 月 27 日
- 5 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

宮城県告示第254号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 27 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社赤門自動車学校 仙台赤門自動車学校
仙台市青葉区川内川前丁 61
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
仮免許試験に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 41⑥）
仮免許交付に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 43②）
取得時講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 52④）
初心運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 53）
若年運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 53）
- 3 指定年月日
令和 8 年 2 月 27 日
- 4 契約年月日
令和 8 年 2 月 27 日
- 5 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

宮城県告示第255号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 27 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
一般社団法人宮城県交通安全協会 宮城自動車学校
仙台市青葉区上杉 1 丁目 2 - 3
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
仮免許試験に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 41⑥）
仮免許交付に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 43②）
取得時講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 52④）
初心運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 53）
若年運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 53）
- 3 指定年月日
令和 8 年 2 月 27 日
- 4 契約年月日
令和 8 年 2 月 27 日
- 5 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

宮城県告示第256号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 27 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
仙台ドライバーサービス株式会社 南仙台自動車学校
仙台市太白区中田 6 丁目 1 - 1
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
仮免許試験に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 41⑥）
仮免許交付に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 43②）
取得時講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 52④）
初心運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 53）
若年運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 53）
原付講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 52⑥）
- 3 指定年月日
令和 8 年 2 月 27 日
- 4 契約年月日
令和 8 年 2 月 27 日
- 5 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

宮城県告示第257号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 27 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
仙台ドライバーサービス株式会社 仙台中央自動車学校
仙台市宮城野区原町 4 丁目 4 - 2
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
仮免許試験に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 41⑥）
仮免許交付に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 43②）
取得時講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 52④）
初心運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 53）
若年運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 53）
原付講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 52⑥）
- 3 指定年月日
令和 8 年 2 月 27 日
- 4 契約年月日
令和 8 年 2 月 27 日
- 5 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

宮城県告示第258号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 27 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
仙台ドライバーサービス株式会社 仙北自動車学校
大崎市古川稲葉新堀 26
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
仮免許試験に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 41⑥）
仮免許交付に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 43②）
取得時講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 52④）
初心運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 53）
若年運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 53）
原付講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 52⑥）
- 3 指定年月日
令和 8 年 2 月 27 日
- 4 契約年月日
令和 8 年 2 月 27 日
- 5 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

宮城県告示第259号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 27 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社石巻自動車学校 仙台自動車学校
仙台市太白区大野田 3 丁目 13-12
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
仮免許試験に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 41⑥）
仮免許交付に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 43②）
取得時講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 52④）
初心運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 53）
若年運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 53）
- 3 指定年月日
令和 8 年 2 月 27 日
- 4 契約年月日
令和 8 年 2 月 27 日
- 5 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

宮城県告示第260号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 27 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社石巻自動車学校 石巻自動車学校
石巻市山下町 2 丁目 2 -54
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
仮免許試験に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 41⑥）
仮免許交付に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 43②）
取得時講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 52④）
初心運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 53）
若年運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 53）
- 3 指定年月日
令和 8 年 2 月 27 日
- 4 契約年月日
令和 8 年 2 月 27 日
- 5 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

宮城県告示第261号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 27 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社宮交自動車学校 宮交自動車学校
仙台市太白区長嶺 4 - 1
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
仮免許試験に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 41⑥）
仮免許交付に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 43②）
取得時講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 52④）
初心運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 53）
若年運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 53）
- 3 指定年月日
令和 8 年 2 月 27 日
- 4 契約年月日
令和 8 年 2 月 27 日
- 5 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

宮城県告示第262号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 27 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
黒井産業株式会社 R45・日の出自動車学校
仙台市宮城野区日の出町 2 丁目 1-13
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
仮免許試験に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 41⑥）
仮免許交付に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 43②）
取得時講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 52④）
初心運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 53）
若年運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 53）
原付講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 52⑥）
- 3 指定年月日
令和 8 年 2 月 27 日
- 4 契約年月日
令和 8 年 2 月 27 日
- 5 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

宮城県告示第263号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 27 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
黒井産業株式会社 岩沼自動車学校
岩沼市阿武隈 1 丁目 37
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
仮免許試験に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 41⑥）
仮免許交付に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 43②）
取得時講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 52④）
初心運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 53）
若年運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 53）
原付講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 52⑥）
- 3 指定年月日
令和 8 年 2 月 27 日
- 4 契約年月日
令和 8 年 2 月 27 日
- 5 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

宮城県告示第264号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 27 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
黒井産業株式会社 南蔵王自動車学校
白石市福岡長袋下河原 15
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
仮免許試験に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 41⑥）
仮免許交付に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 43②）
取得時講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 52④）
初心運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 53）
若年運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 53）
原付講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 52⑥）
- 3 指定年月日
令和 8 年 2 月 27 日
- 4 契約年月日
令和 8 年 2 月 27 日
- 5 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

宮城県告示第265号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 27 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社仙台ドライブスクール 仙台ドライブスクール
仙台市宮城野区幸町 1 丁目 16-1
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
仮免許試験に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 41⑥）
仮免許交付に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 43②）
取得時講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 52④）
初心運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 53）
若年運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 53）
- 3 指定年月日
令和 8 年 2 月 27 日
- 4 契約年月日
令和 8 年 2 月 27 日
- 5 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

宮城県告示第266号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 27 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社仙台ドライブスクール 中山ドライブスクール
仙台市青葉区荒巻本沢 1 丁目 10-20
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
仮免許試験に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 41⑥）
仮免許交付に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 43②）
取得時講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 52④）
初心運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 53）
若年運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 53）
- 3 指定年月日
令和 8 年 2 月 27 日
- 4 契約年月日
令和 8 年 2 月 27 日
- 5 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

宮城県告示第267号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 27 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社志文 東部自動車学校
仙台市宮城野区福住町 16-44
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
仮免許試験に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 41⑥）
仮免許交付に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 43②）
取得時講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 52④）
初心運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 53）
若年運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 53）
- 3 指定年月日
令和 8 年 2 月 27 日
- 4 契約年月日
令和 8 年 2 月 27 日
- 5 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

宮城県告示第268号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 27 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社半沢建設 奥羽自動車学校
仙台市泉区八乙女中央 3 丁目 5 - 1
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
仮免許試験に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 41⑥）
仮免許交付に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 43②）
取得時講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 52④）
初心運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 53）
若年運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 53）
- 3 指定年月日
令和 8 年 2 月 27 日
- 4 契約年月日
令和 8 年 2 月 27 日
- 5 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

宮城県告示第269号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 27 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社泉自動車学校 泉自動車学校
仙台市泉区実沢字新坂沢 1
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
仮免許試験に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 41⑥）
仮免許交付に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 43②）
取得時講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 52④）
初心運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 53）
若年運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 53）
- 3 指定年月日
令和 8 年 2 月 27 日
- 4 契約年月日
令和 8 年 2 月 27 日
- 5 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

宮城県告示第270号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 27 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社涌谷自動車学校 仙台北自動車学校
仙台市泉区松森字台 93-25
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
仮免許試験に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 41⑥）
仮免許交付に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 43②）
取得時講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 52④）
初心運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 53）
若年運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 53）
- 3 指定年月日
令和 8 年 2 月 27 日
- 4 契約年月日
令和 8 年 2 月 27 日
- 5 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

宮城県告示第271号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 27 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社涌谷自動車学校 涌谷自動車学校
遠田郡涌谷町北田 94
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
仮免許試験に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 41⑥）
仮免許交付に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 43②）
取得時講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 52④）
初心運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 53）
若年運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 53）
- 3 指定年月日
令和 8 年 2 月 27 日
- 4 契約年月日
令和 8 年 2 月 27 日
- 5 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

宮城県告示第272号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 27 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
有限会社東日本 東日本自動車学校
塩竈市月見ヶ丘 6 - 7
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
仮免許試験に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 41⑥）
仮免許交付に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 43②）
取得時講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 52④）
初心運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 53）
若年運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 53）
- 3 指定年月日
令和 8 年 2 月 27 日
- 4 契約年月日
令和 8 年 2 月 27 日
- 5 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

宮城県告示第273号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 27 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社利府自動車学校 利府自動車学校
宮城郡利府町森郷字一里塚 1
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
仮免許試験に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 41⑥）
仮免許交付に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 43②）
取得時講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 52④）
初心運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 53）
若年運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 53）
- 3 指定年月日
令和 8 年 2 月 27 日
- 4 契約年月日
令和 8 年 2 月 27 日
- 5 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

宮城県告示第274号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 27 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社勝英自動車学校 仙南自動車学院
柴田郡柴田町本船迫塚田 17
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
仮免許試験に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 41⑥）
仮免許交付に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 43②）
取得時講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 52④）
初心運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 53）
若年運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 53）
- 3 指定年月日
令和 8 年 2 月 27 日
- 4 契約年月日
令和 8 年 2 月 27 日
- 5 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

宮城県告示第275号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 27 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社角田自動車学校 角田自動車学校
角田市角田中沢 46-33
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
仮免許試験に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 41⑥）
仮免許交付に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 43②）
取得時講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 52④）
初心運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 53）
若年運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 53）
原付講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 52⑥）
違反者講習（実車講習）に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 52⑬）
違反者講習通知手数料（公安委員会手数料条例第 2 条第 1 項表 53）
- 3 指定年月日
令和 8 年 2 月 27 日
- 4 契約年月日
令和 8 年 2 月 27 日
- 5 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

宮城県告示第276号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 27 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社石巻第一自動車学校 石巻第一自動車学校
石巻市泉町 4 丁目 10-28
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
仮免許試験に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 41⑥）
仮免許交付に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 43②）
取得時講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 52④）
初心運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 53）
若年運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 53）
- 3 指定年月日
令和 8 年 2 月 27 日
- 4 契約年月日
令和 8 年 2 月 27 日
- 5 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

宮城県告示第277号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 27 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社石巻中部自動車学校 石巻中部自動車学校
石巻市門脇浦屋敷 124-1
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
仮免許試験に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 41⑥）
仮免許交付に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 43②）
取得時講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 52④）
初心運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 53）
若年運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 53）
原付講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 52⑥）
- 3 指定年月日
令和 8 年 2 月 27 日
- 4 契約年月日
令和 8 年 2 月 27 日
- 5 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

宮城県告示第278号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 27 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社石巻中部自動車学校 富谷自動車学校
富谷市三ノ関膳部沢上 11-3
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
仮免許試験に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 41⑥）
仮免許交付に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 43②）
取得時講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 52④）
初心運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 53）
若年運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 53）
- 3 指定年月日
令和 8 年 2 月 27 日
- 4 契約年月日
令和 8 年 2 月 27 日
- 5 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

宮城県告示第279号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 27 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社河南安全自動車学校 パセオドライビングカレッジ
石巻市鹿又曾波神前 117
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
仮免許試験に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 41⑥）
仮免許交付に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 43②）
取得時講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 52④）
初心運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 53）
若年運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 53）
違反者講習（実車講習）に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 52⑬）
違反者講習通知手数料（公安委員会手数料条例第 2 条第 1 項表 53）
- 3 指定年月日
令和 8 年 2 月 27 日
- 4 契約年月日
令和 8 年 2 月 27 日
- 5 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

宮城県告示第280号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月27日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社気仙沼中央自動車学校 気仙沼中央自動車学校
気仙沼市松崎下金取61
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
仮免許試験に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第2条第1項表中41⑥）
仮免許交付に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第2条第1項表中43②）
取得時講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第2条第1項表中52④）
初心運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第2条第1項表中53）
若年運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第2条第1項表中53）
原付講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第2条第1項表中52⑥）
- 3 指定年月日
令和8年2月27日
- 4 契約年月日
令和8年2月27日
- 5 委託期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

宮城県告示第281号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月27日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
一般社団法人古川地区交通安全協会 古川自動車学校
大崎市古川沢田新原際 79-1
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
仮免許試験に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第2条第1項表中 41⑥）
仮免許交付に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第2条第1項表中 43②）
取得時講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第2条第1項表中 52④）
初心運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第2条第1項表中 53）
若年運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第2条第1項表中 53）
違反者講習（実車講習）に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第2条第1項表中 52⑬）
違反者講習通知手数料（公安委員会手数料条例第2条第1項表 53）
- 3 指定年月日
令和8年2月27日
- 4 契約年月日
令和8年2月27日
- 5 委託期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

宮城県告示第282号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 27 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社加美自動車学校 加美自動車学校
加美郡加美町赤塚 20
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
仮免許試験に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 41⑥）
仮免許交付に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 43②）
取得時講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 52④）
初心運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 53）
若年運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 53）
- 3 指定年月日
令和 8 年 2 月 27 日
- 4 契約年月日
令和 8 年 2 月 27 日
- 5 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

宮城県告示第283号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月27日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
有限会社佐沼自動車学校 佐沼自動車学校
登米市迫町佐沼大綱4-4
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
仮免許試験に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第2条第1項表中41⑥）
仮免許交付に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第2条第1項表中43②）
取得時講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第2条第1項表中52④）
初心運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第2条第1項表中53）
若年運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第2条第1項表中53）
原付講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第2条第1項表中52⑥）
- 3 指定年月日
令和8年2月27日
- 4 契約年月日
令和8年2月27日
- 5 委託期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

宮城県告示第284号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月27日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社北宮城自動車学校 北宮城自動車学校
登米市迫町北方石打坂20-1
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
仮免許試験に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第2条第1項表中41⑥）
仮免許交付に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第2条第1項表中43②）
取得時講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第2条第1項表中52④）
初心運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第2条第1項表中53）
若年運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第2条第1項表中53）
原付講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第2条第1項表中52⑥）
- 3 指定年月日
令和8年2月27日
- 4 契約年月日
令和8年2月27日
- 5 委託期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

宮城県告示第285号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 27 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社ノグチ 築館自動車学校
栗原市築館留場雇田 70
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
仮免許試験に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 41⑥）
仮免許交付に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 43②）
取得時講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 52④）
初心運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 53）
若年運転者講習に係る通知手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 53）
原付講習に係る手数料の徴収（公安委員会関係手数料条例第 2 条第 1 項表中 52⑥）
- 3 指定年月日
令和 8 年 2 月 27 日
- 4 契約年月日
令和 8 年 2 月 27 日
- 5 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

宮城県告示第 286 号

登米市東和町土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第30条第 2 項の規定により、令和 8 年 3 月19日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和 8 年 3 月27日

宮城県東部地方振興事務所
所 長 武 田 健 久

宮城県告示第287号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、登米市東和町土地改良区が管理する天神頭首工の管理規程を次のとおり令和8年3月19日認可した。

令和8年3月27日

宮城県東部地方振興事務所
所長 武田 健久

天神頭首工管理規程（概要）

1 管理者

登米市東和町土地改良区

2 貯水、放水又は取水に関する事項

- (1) 天神頭首工における河川の水位は、標高 KP10.49 メートルを上限とし、水位をこれより上昇させてはならない。
- (2) かんがい期間は毎年4月21日から8月31日までとする。
- (3) 天神頭首工からのかんがい用水の最大取水量は次のとおりとする。
4月21日から4月27日まで毎秒0.056立法メートル
4月28日から8月31日まで毎秒0.032立法メートル

3 その他管理規程に記載されている事項

- (1) 天神頭首工の操作、点検及び整備に関する事項
- (2) 緊急事態における措置に関する事項
- (3) その他施設の管理に関し必要な事項

情報公開条例（平成 11 年宮城県条例第 10 号。以下「条例」という。）第 37 条の規定により、令和 6 年度における条例の運用状況を次のとおり公表する。

令和 8 年 3 月 27 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 開示請求の件数及び開示請求に対する決定内容

請求件数	決 定 内 容						
	開示	部分開示	不開示	存 否 応答拒否	文 書 不存在	その他	処理中
1,548	675	589	16	6	111	151	0

(注)「その他」は、「取下げ」又は「却下」である。

2 開示決定等に対する審査請求の件数及びその処理状況

令和 5 年 度からの 継続分	令和 6 年 度の審査 請求	計	処 理 状 況					
			裁 決				取下げ	審理中
			認容	一部 認容	棄却	却下		
20	12	32	0	1	3	0	0	28

個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年宮城県条例第72号）第20条の規定により、令和6年度における個人情報の保護制度の運用状況を次のとおり公表する。

令和8年3月27日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 開示請求等の件数及び開示請求等に対する決定内容

区分	請求件数	決 定 内 容						
		開示	部 分 開 示	不開示	存否応 答拒否	文 書 不存在	その他	処理中
開示請求	459	73	331	12	0	15	28	0
訂正請求	0	0	0	0	0	0	0	0
利用停止 請 求	0	0	0	0	0	0	0	0

(注)「その他」は、「取下げ」又は「却下」である。

2 開示決定等に対する審査請求の件数及びその処理状況

令和5年 度からの 継続分	令和6年 度の審査 請求	計	処 理 状 況					
			裁 決				取下げ	審理中
			認容	一部 認容	棄却	却下		
25	1	26	0	2	2	0	0	22

(注) 審理中には訂正決定に対する審査請求2件、利用停止決定に対する審査請求2件を含む。

3 上記1及び2以外の運用状況

(1)	個人情報ファイル簿の作成件数	537
(2)	要配慮個人情報を含む個人情報ファイルに係る個人情報ファイル簿の作成件数	63
(3)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号が含まれる特定個人情報ファイル簿の作成件数	83
(4)	要配慮個人情報が含まれる特定個人情報ファイル簿の作成件数	8
(5)	個人情報ファイル簿に記載されている個人情報ファイルの取扱いの業務委託等の状況	46
(6)	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第69条第1項に基づく個人情報ファイル簿に記載されている個人情報ファイルの利用目的以外の目的のための利用及び提供の件数	20
(7)	法第69条第2項に基づく個人情報ファイル簿に記載されている個人情報ファイルの利用目的以外の目的のための利用及び提供の件数	10
(8)	法第71条第1項に規定する外国にある第三者への個人情報ファイル簿に記載されている個人情報ファイルの利用目的以外の目的のための提供の件数	0
(9)	仮名加工情報データベース等の保有件数	0
(10)	匿名加工情報データベース等の保有件数	0
(11)	行政機関等匿名加工情報の利用に係る提案募集の件数及び利用契約締結状況	0
(12)	行政機関等匿名加工情報ファイルの取扱いの業務委託等の状況	0
(13)	開示決定等に係る訴訟の状況	2
(14)	個人情報の漏えい等事案に対する損害賠償請求事件の状況	0

(15)	実施機関が取り扱う個人情報に関する苦情の申出の件数及びその処理状況	0
(16)	事業者が取り扱う個人情報に関する苦情の相談の件数及びその処理状況	0

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の規定により、自立支援医療のうち精神通院医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第 69 条の規定により公告する。

令和 8 年 3 月 27 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 病院・診療所

名称	所在地	指定年月日
うたつファミリークリニック	南三陸町歌津字柘沢 93 番地 1	令和 8 年 3 月 1 日

2 薬局

名称	所在地	指定年月日
アクト調剤薬局 藤倉店	塩竈市藤倉二丁目 4-22	令和 8 年 3 月 1 日
調剤薬局ツルハドラッグ 多賀城店	多賀城市高橋四丁目 15-7	令和 8 年 3 月 1 日
大崎調剤薬局 台町店	大崎市古川台町 10-3	令和 8 年 3 月 1 日
ドラッグセイムス石巻東中里薬局	石巻市東中里二丁目 11 番 12 号	令和 8 年 3 月 1 日

3 訪問看護

名称	所在地	指定年月日
訪問看護ステーション あおい	東松島市矢本字鹿石前 107 番地	令和 8 年 3 月 1 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 65 条の規定により、次のとおり精神通院医療を行う医療機関として指定した指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第 69 条の規定により公告する。

令和 8 年 3 月 27 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

薬局

名称	所在地	廃止年月日
中山薬局 岩出山店	大崎市岩出山字下川原町 84 番 31	令和 8 年 1 月 31 日
ウイズ薬局	黒川郡大和町吉岡字上道下 40-1	令和 8 年 1 月 31 日
調剤薬局ツルハドラッグ 多賀城店	多賀城市高橋四丁目 4-1	令和 8 年 2 月 28 日

宮城県監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項並びに宮城県監査委員監査基準第2条第1項第1号及び第2号の規定により令和8年1月から2月までに実施した一般会計及び特別会計に係る定期監査の結果は次のとおりです。

令和8年3月27日

宮城県監査委員	菊	地	恵	一
宮城県監査委員	熊	谷	義	彦
宮城県監査委員	成	田	由	加里
宮城県監査委員	宮	川	耕	一

1 監査実施機関及び監査実施日

監査実施機関	監査実施日
○総務部	
地方機関	
公務研修所	2月27日
公文書館	2月27日
仙台南県税事務所（選挙管理委員会事務局仙台南地方支局を含む）	1月14日
仙台中央県税事務所（選挙管理委員会事務局仙台中央地方支局を含む）	1月28日
仙台北県税事務所（選挙管理委員会事務局仙台北地方支局を含む）	2月27日
塩釜県税事務所（選挙管理委員会事務局塩釜地方支局を含む）	2月27日
北部県税事務所（選挙管理委員会事務局北部地方支局を含む）	2月27日
北部県税事務所栗原地域事務所	2月27日
○復興・危機管理部	
地方機関	
消防学校	2月27日
防災ヘリコプター管理事務所	2月27日
環境放射線監視センター	2月27日
○環境生活部	
地方機関	
保健環境センター	2月3日
動物愛護センター	2月27日
○保健福祉部	
地方機関	
仙南保健福祉事務所	2月27日
北部保健福祉事務所	1月28日
北部保健福祉事務所栗原地域事務所	1月28日
東部保健福祉事務所	2月27日
東部保健福祉事務所登米地域事務所	2月27日
子ども総合センター	2月10日
中央児童相談所	2月27日
北部児童相談所	2月27日
東部児童相談所	2月27日
さわらび学園	2月27日
リハビリテーション支援センター	2月27日
精神保健福祉センター	2月27日

○経済商工観光部

地方機関

大阪事務所	2月27日
大河原地方振興事務所	1月22日
仙台地方振興事務所	2月18日
北部地方振興事務所	2月16日
東部地方振興事務所	1月30日
産業技術総合センター	2月27日
大崎高等技術専門校	2月27日
石巻高等技術専門校	2月27日
気仙沼高等技術専門校	2月27日
松島公園管理事務所	2月27日

○農政部

地方機関

農業大学校	2月27日
農業・園芸総合研究所	2月27日
古川農業試験場	2月27日
病虫害防除所	2月27日
仙台家畜保健衛生所	2月12日
畜産試験場	2月27日
王城寺原補償工事事務所	2月27日

○水産林政部

地方機関

水産技術総合センター	2月27日
------------	-------

○土木部

地方機関

大河原土木事務所	1月19日
仙台土木事務所	2月12日
北部土木事務所	2月5日
東部土木事務所	1月23日
石巻港湾事務所	2月27日
仙台地方ダム総合事務所	2月27日
大崎地方ダム総合事務所	2月27日
栗原地方ダム総合事務所	2月27日

○教育庁

地方機関

大河原教育事務所	2月4日
北部教育事務所	2月27日
総合教育センター	2月27日
図書館	2月27日
松島自然の家	2月27日
志津川自然の家	2月27日
多賀城跡調査研究所	2月27日
仙台第二高等学校	2月27日
仙台第三高等学校	2月27日

角田高等学校	2月27日
築館高等学校	2月27日
宮城第一高等学校	2月27日
仙台二華高等学校	2月27日
石巻好文館高等学校	2月27日
古川黎明高等学校	2月27日
松島高等学校	2月27日
名取高等学校	2月27日
村田高等学校	2月27日
岩ヶ崎高等学校	2月27日
佐沼高等学校	1月13日
南三陸高等学校	2月27日
泉高等学校	2月27日
多賀城高等学校	2月27日
泉松陵高等学校	2月27日
仙台西高等学校	2月27日
泉館山高等学校	2月27日
宮城広瀬高等学校	1月27日
利府高等学校	2月27日
柴田高等学校	2月27日
仙台東高等学校	2月27日
富谷高等学校	2月27日
大河原産業高等学校	2月27日
農業高等学校	2月27日
黒川高等学校	2月27日
柴田農林高等学校	2月27日
亙理高等学校	2月27日
石巻北高等学校	2月27日
加美農業高等学校	2月27日
南郷高等学校	2月27日
水産高等学校	2月27日
工業高等学校	1月27日
白石工業高等学校	2月27日
古川工業高等学校	2月27日
大河原商業高等学校	2月27日
石巻商業高等学校	2月27日
美田園高等学校	2月27日
視覚支援学校	2月27日
光明支援学校	2月27日
船岡支援学校	2月27日
拓桃支援学校	2月27日
西多賀支援学校	2月27日
山元支援学校	2月27日
角田支援学校	2月27日
古川支援学校	2月16日

名取支援学校	2月10日
支援学校岩沼高等学園	2月27日
小松島支援学校	2月27日
支援学校女川高等学園	2月27日
秋保かがやき支援学校	2月27日
古川黎明中学校	2月27日
仙台二華中学校	2月27日
○警察本部	
地方機関	
仙台中央警察署	2月3日
仙台南警察署	2月27日
泉警察署	2月27日
若林警察署	2月27日
石巻警察署	1月20日
塩釜警察署	2月27日
気仙沼警察署	2月27日
佐沼警察署	2月27日
登米警察署	2月27日
河北警察署	2月27日
南三陸警察署	2月27日
古川警察署	2月27日
大和警察署	2月27日
遠田警察署	2月27日
若柳警察署	2月27日
築館警察署	2月27日
鳴子警察署	2月27日
加美警察署	2月27日
岩沼警察署	2月27日
大河原警察署	2月27日
白石警察署	2月27日
角田警察署	1月22日
亘理警察署	2月4日

2 監査結果

令和6年度の財務に関する事務の執行及び県の事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、合規性、正確性のほか、経済性、効率性及び有効性に意を用いて監査を行いました。

その結果、業務の執行状況や帳票等を確認した範囲においては、一部で不適切な事務処理が見られたものの、おおむね適正に執行されているものと認められました。

なお、公表すべき指摘事項は次のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。また、宮城県警察本部の監査については、犯罪捜査報償費の執行状況調査を実施しました。

(1) 仙台南県税事務所

県税事務において、適正さを欠き速やかに改善を要するものが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

不動産取得税の減額申請において、共有名義者の住所情報を本人の同意を得ずに提供したもの。また、住所を知られたことにより転居を余儀なくされた共有名義者に損害賠償金を支払ったもの。

(2) 仙南保健福祉事務所

生活保護扶助費返還金において、収入未済の解消に努めているが、引き続き収入未済が認められたので、今後も収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられたい。

(内容)

- ・令和6年度収入未済額
 - 現年度分 5,991,424円
 - 過年度分 67,858,246円
 - 合 計 73,849,670円
- ・令和5年度収入未済額
 - 現年度分 9,481,620円
 - 過年度分 63,512,466円
 - 合 計 72,994,086円

(3) 北部保健福祉事務所

生活保護扶助費返還金において、収入未済の解消に努めているが、引き続き収入未済が認められたので、今後も収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられたい。

(内容)

- ・令和6年度収入未済額
 - 現年度分 229,031円
 - 過年度分 10,592,630円
 - 合 計 10,821,661円
- ・令和5年度収入未済額
 - 現年度分 2,800,559円
 - 過年度分 9,797,096円
 - 合 計 12,597,655円

(4) 北部地方振興事務所

使用料において、調定遅延が認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

行政財産の目的外使用許可に係る使用料について、6か月以上の調定遅延があったもの。

- ・件数 5件
- ・金額 23,040円

(5) 北部地方振興事務所

需用費において、返納手続きの遅延が認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

上下水道料金について、90日以上返納手続きの遅延があったもの。

- ・件数 1件
- ・返納額 10,000円

(6) 農業大学校

需用費において、支払遅延が認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

物品購入代金について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に規定する支払時期を越えて支払ったもの。

- ・件数 11件
- ・金額 270,022円

(7) 大河原土木事務所

委託契約において、定められた期日までに履行確認が行われていないものが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

完了検査について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に規定する検査の時期を経過し、かつ年度内に履行確認を行っていないもの。

- ・件数 3件

(8) 大河原教育事務所

旅費において、引き続き支払遅延が認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

非常勤講師の通勤手当相当額旅費について、支給定日を過ぎて支給したもの。

- ・件数 1件
- ・金額 1,536円

(9) 築館高等学校

給料及び職員手当において、二重払いが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

会計年度任用職員の給与について、誤って作成した支出命令決議書と正しく作成した支出命令決議書の2件とも確認命令を行い、二重に支払ったもの。

- ・件数 1件
- ・返納額 120,475円

(10) 石巻好文館高等学校

需用費において、支払遅延が認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

物品購入代金について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に規定する支払時期を越えて支払ったもの。

- ・件数 1件
- ・金額 14,520円

(11) 工業高等学校

教育財産の使用許可に係る水道料において、調定遺漏が認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

- ・件数 1件

(12) 秋保かがやき支援学校

需用費及び委託料において、支払遅延が認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

1 コピー料金ほかについて、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に規定する支払時期を越えて支払ったもの。

- ・件数 11件

- ・金額 1,373,881円

2 一般廃棄物収集運搬処理業務について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に規定する支払時期を越えて支払ったもの。

- ・件数 5件

- ・金額 321,475円

(13) 秋保かがやき支援学校

扶助費において、二重払いが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

特別支援教育就学奨励費について、支払データの作成を誤り、二重に支払ったもの。

- ・件数 1件

- ・金額 403,000円

宮城県監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した財政的援助団体等の監査の結果は次のとおりです。

令和8年3月27日

宮城県監査委員 菊 地 恵 一
 宮城県監査委員 熊 谷 義 彦
 宮城県監査委員 成 田 由 加 里
 宮城県監査委員 宮 川 耕 一

1 監査実施団体及び監査実施年月日並びに事業概要等

下記2のとおり。

2 監査結果

令和6年度の出納その他の事務の執行について実施しました。その結果、公表すべき指摘事項があった場合には、「監査の結果等」の欄に記載しました。また、その他の軽易な事項については各団体に注意をしました。

団 体 名	実施年月日	監 査 の 結 果 等
阿武隈急行株式会社	7.12.23	1 団体の事業概要 鉄道事業法に基づく第一種鉄道事業者として、阿武隈急行線の運行管理事業を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 [出資金] 384,000,000円(出資割合25.6%) [補助金] 宮城県阿武隈急行緊急保全整備事業費等補助金等 267,296,000円 3 監査の結果 期末において、欠損金が認められたので、引き続き運営改善を図る必要がある。
公益財団法人 宮城県文化振興財団	8.1.9	1 団体の事業概要 文化活動の一層の活性化を図るため、文化芸術活動の振興及び支援等の実施のほか、宮城県民会館の指定管理業務を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 [出資金] 1,155,000,000円(出資割合99.7%) [補助金] 新宮城県民会館開館準備事業補助金等 16,169,694円 [公の施設の管理] 宮城県民会館 373,386,250円 (共同企業体の一員) 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。

<p>公益財団法人 慶長遣欧使節船協会</p>	<p>7.11.13</p>	<p>1 団体の事業概要 地域の振興と青少年の健全育成を図るため、慶長遣欧使節の大航海時代の歴史的業績及び船舶・海洋に関する学習・体験事業等の実施のほか、宮城県慶長使節船ミュージアムの指定管理業務を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 500,000,000円(出資割合50.0%) 〔公の施設の管理〕 宮城県慶長使節船ミュージアム 116,077,830円</p> <p>3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>
<p>地方独立行政法人 宮城県立病院機構</p>	<p>7.11.26</p>	<p>1 団体の事業概要 県立2病院を運営し、県の医療政策として求められる高度・専門医療を提供するとともに、県内における医療水準の向上を図るため、医療に関する調査及び研究を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 160,235,890円(出資割合100.0%) 〔補助金〕 宮城県医療機関等原油価格・物価高騰対策事業費補助金等 38,456,200円 〔負担金〕 地方独立行政法人宮城県立病院機構運営費負担金 3,044,472,727円 〔貸付金〕 短期貸付金 1,000,000,000円 長期貸付金に係る令和6年度末残高 6,465,105,591円</p> <p>3 監査の結果 (1) 期末において、債務超過が認められたので、運営改善を図る必要がある。 (2) 現金及び預金について、残高が一致しないものが認められたので、改善を図る必要がある。</p>
<p>公益財団法人 みやぎ産業振興機構</p>	<p>7.12.24</p>	<p>1 団体の事業概要 中小企業等の経営革新及び創業の促進並びに経営基盤強化等を図るため、中小企業の販路開拓や人材育成等の支援事業を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 1,276,776,000円(出資割合71.6%) 〔補助金〕 宮城県中小企業経営資源強化対策費補助金等 532,577,817円</p>

		<p>[貸付金]</p> <p>短期貸付金 449,629,000 円</p> <p>長期貸付金に係る令和6年度末残高 80,272,186,512 円</p> <p>[損失補償]</p> <p>損失補償契約に係る令和6年度末借入金残高 4,425,000,000 円</p> <p>3 監査の結果</p> <p>県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>
<p>公益社団法人 みやぎ農業振興公社</p>	7.12.24	<p>1 団体の事業概要</p> <p>地域農業の振興を図るため、農地保有合理化、農畜産業の基盤整備及び生産支援、優良種子・種苗の生産・供給、担い手の育成・確保及び農地等の保全等の事業の実施のほか、宮城県岩出山牧場の指定管理業務を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容</p> <p>[出資金]</p> <p>1,722,600,000 円(出資割合 61.0%)</p> <p>[補助金]</p> <p>宮城県農地集積・集約化対策事業費補助金等 355,198,157 円</p> <p>[貸付金]</p> <p>長期貸付金に係る令和6年度末残高 15,258,813 円</p> <p>[損失補償]</p> <p>損失補償契約に係る令和6年度末借入金残高 27,899,970 円</p> <p>[公の施設の管理]</p> <p>宮城県岩出山牧場 93,338,000 円</p> <p>3 監査の結果</p> <p>県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>
<p>公益社団法人 宮城県青果物価格 安定相互補償協会</p>	7.11.19	<p>1 団体の事業概要</p> <p>主要青果物の安定供給と生産者の経営安定を図るため、生産者、農業関係団体等が負担した補償準備金を基に、出荷販売価格の低落時に差額を補填する相互補償事業を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容</p> <p>[出資金]</p> <p>172,000,000 円(出資割合 41.5%)</p> <p>[補助金]</p> <p>青果物価格安定対策事業補助金 6,875,423 円</p> <p>3 監査の結果</p> <p>県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>

宮城県道路公社	8.1.14	<p>1 団体の事業概要 地方的な幹線道路の整備を促進し交通の円滑化を図るため、料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕及びその他の管理を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 9,765,000,000円(出資割合100.0%) 〔負担金〕 地方道路公社職員共済費負担金 6,889,853円 〔債務保証〕 債務保証契約に係る令和6年度末借入金残高 19,000,000円</p> <p>3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>
一般社団法人 宮城県農業会議	8.2.10	<p>1 団体の事業概要 農業の健全な発展を図るため、農業生産力の増進と農業経営の合理化に向けた各種事業を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔交付金〕 宮城県農地集積・集約化等対策推進交付金 10,433,000円 〔負担金〕 宮城県農業委員会ネットワーク機構負担金 54,044,000円</p> <p>3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>
宮城県土地改良事業団体連合会	8.2.16	<p>1 団体の事業概要 土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保するため、土地改良事業に関する調査設計、研究及び技術指導等を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔補助金〕 土地改良施設維持管理適正化事業補助金等 109,882,000円</p> <p>3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>
公益財団法人 仙台市スポーツ振興事業団	8.2.10	<p>1 団体の事業概要 各種スポーツ・レクリエーションの普及振興事業等の実施のほか、宮城県宮城野原公園総合運動場の指定管理業務を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔公の施設の管理〕 宮城県宮城野原公園総合運動場 21,268,000円</p>

		<p>3 監査の結果</p> <p>県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>
<p>特定非営利活動法人 宮城県森林インストラクター協会</p>	8.2.10	<p>1 団体の事業概要</p> <p>一般県民等に対して森林・林業の普及啓発及び調査研究に関する事業等の実施のほか、宮城県県民の森及び宮城県蔵王野鳥の森自然観察センターの指定管理業務を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容</p> <p>[公の施設の管理]</p> <p>宮城県県民の森 34,579,000 円</p> <p>宮城県蔵王野鳥の森自然観察センター 25,980,000 円</p> <p>3 監査の結果</p> <p>県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>
<p>社会福祉法人 宮城県福祉事業協会</p>	8.2.10	<p>1 団体の事業概要</p> <p>社会福祉法に基づき、第一種社会福祉事業（母子生活支援施設等）及び第二種社会福祉事業（保育園等）の実施のほか、宮城県さくらハイツ及び宮城県コスモスハウスの指定管理業務を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容</p> <p>[公の施設の管理]</p> <p>宮城県さくらハイツ 67,755,000 円</p> <p>宮城県コスモスハウス 62,193,464 円</p> <p>3 監査の結果</p> <p>県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>
<p>石巻南浜津波復興祈念公園マネジメント共同事業体</p>	8.2.13	<p>1 団体の事業概要</p> <p>国、県及び石巻市の連携のもとに整備された石巻南浜津波復興祈念公園の指定管理業務を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容</p> <p>[公の施設の管理]</p> <p>石巻南浜津波復興祈念公園 38,165,170 円</p> <p>3 監査の結果</p> <p>県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>

宮城県監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき実施した「職員の働き方改革の推進に向けて～公用車の効率的な管理と安全対策～」に係る監査結果を別冊のとおり公表する。

令和8年3月27日

宮城県監査委員 菊 地 恵 一

宮城県監査委員 熊 谷 義 彦

宮城県監査委員 成 田 由 加 里

宮城県監査委員 宮 川 耕 一

宮城県公安委員会告示第26号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定により、技能検定員資格審査及び教習指導員資格審査を次のとおり実施する。

令和8年3月27日

宮城県公安委員会委員長 星 倫 市

1 資格審査の種類、期日及び場所

資格審査の種類	資格審査の期日	資格審査の場所
新たに技能検定員の資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者	令和8年 5月8日から	仙台市泉区市名坂字高倉65番地
現に技能検定員、教習指導員である者が他の運転免許に係る技能検定員の資格又は教習指導員の資格を追加して取得しようとする者		
新たに大型、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る技能検定員の資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者で令和7年、令和8年度自動車安全運転センター中央研修所を修了したこと等により資格審査の一部科目が免除となる者	令和8年 6月30日まで	宮城県運転免許センター
自動車安全運転センター中央研修所を修了したこと等により資格審査の全科目が免除となる者		

2 資格審査申請手続

(1) 受付期間

令和8年3月27日(金)から令和8年4月10日(金)までの午前8時30分から午後5時15分まで(土曜、日曜及び祝日を除く。)

(2) 受付場所

仙台市泉区市名坂字高倉65番地

宮城県運転免許センター内 宮城県警察本部交通部運転免許課

(3) 資格審査申請用紙の配布

ア 配布期間

令和8年3月27日(金)以降(土曜、日曜及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 配布場所

宮城県運転免許センター(宮城県警察本部交通部運転免許課)

3 その他

詳細については、宮城県警察本部交通部運転免許課に問い合わせをすること。

問い合わせ先の電話番号 022-373-3601